

BNPパリバ 欧州高配当・成長株式ファンド(毎月分配型)

Dream Passport

愛称: ドリームパスポート

追加型投信／海外／株式

投資信託説明書(交付目論見書)
2026.4.1

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ※2
追加型	海外	株式	その他資産(投資信託証券(株式))※1	年12回(毎月)	欧州	ファミリーファンド	なし

※1 投資収益は実質的に欧州の株式の動きに応じて決まりますが、組入れている資産そのものは投資信託(マザーファンド)です。

※2 「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)をご覧ください。

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。この目論見書により行う「BNPパリバ欧州高配当・成長株式ファンド(毎月分配型)」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年3月16日に関東財務局長に提出しており、2026年4月1日にその効力が生じております。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、下記委託会社のホームページに掲載しています。
また、請求目論見書については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。
なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- 本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は、受託会社において、信託法に基づき分別管理されています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記委託会社の「照会先」までお問い合わせください。

■ 委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]



BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社

照会先 電話番号: 0120-996-222

(受付時間: 毎営業日 午前10時～午後5時)

ホームページ: <https://www.bnpparibas-am.com/ja-jp/>

金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第16号
設立年月日: 1987年12月10日
資本金: 4億5,000万円
運用する投資信託財産の合計純資産総額: 18,730億円*
(資本金、運用純資産総額は2025年12月末現在)

■ 受託会社 [ファンドの財産の保管及び管理を行う者]

三井住友信託銀行株式会社

*委託会社は2026年4月1日に合併しています。運用する投資信託財産の合計純資産総額は合併前のものであり、アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社とBNPパリバ・アセットマネジメント株式会社の合計金額です。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

BNPパリバ欧州高配当・成長株式マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)への投資を通じて、主に欧州主要国の株式へ投資を行うことにより、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

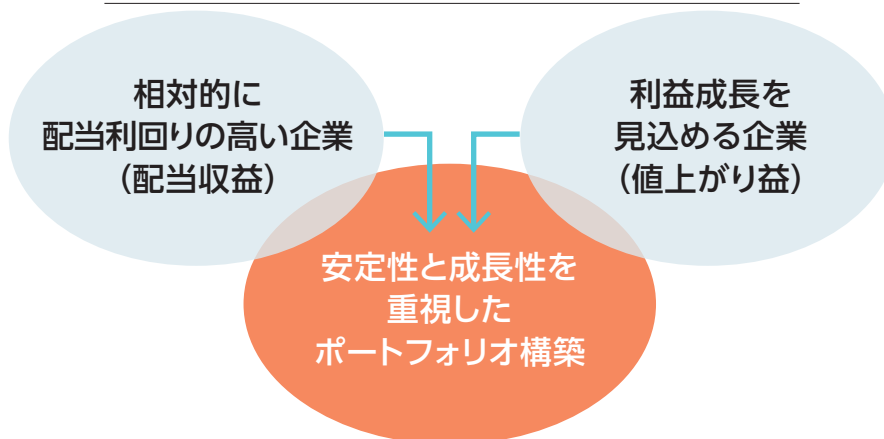
1

欧州主要国の株式を主な投資対象とします。

主に、欧州の主要金融商品取引所に上場されている企業の株式に投資します。
主要投資対象国は、MSCI欧州株価指数の構成国及びEU加盟国とします。

- ・ 相対的に配当利回りが高く、増配の可能性のある企業に投資します。
- ・ 高配当だけでなく、利益成長性の観点からも銘柄を選択します。
- ・ 企業統治(コーポレート・ガバナンス)の観点も銘柄を選択する要因となることがあります。

当ファンドの銘柄選択及びポートフォリオ構築手法



2

組入株式の配当金及び値上がり益を主な原資として、収益分配方針に基づき分配を行うことを目指します。

- ・ 毎月10日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。
- ・ 組入株式の配当金などを原資として、毎決算時に安定分配を行うことを目指します。
- ・ 毎年2月、5月、8月及び11月の決算時には、配当等収益に加え、値上がり益からも分配を行うことを目指します。

※分配については、委託会社の判断で行わない場合もあります。

3

外貨建資産への投資に当たっては、原則として為替ヘッジは行いません。

欧州株式の相対的に高い配当利回りを享受するために、原則として為替ヘッジは行いません。

4

BNPパリバ・アセットマネジメント・ヨーロッパが運用を行います。

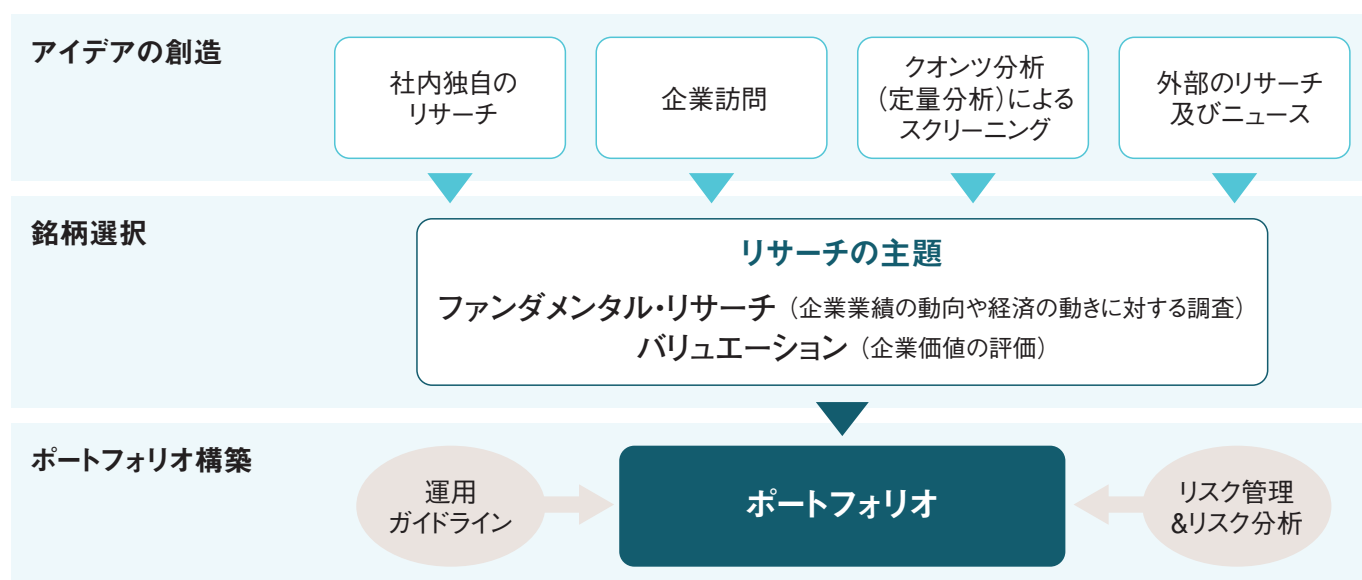
マザーファンドの運用の指図に関する権限をBNPパリバ・アセットマネジメント・ヨーロッパに委託します。当ファンドの実質的な運用は、BNPパリバ・アセットマネジメント・ヨーロッパが行います。

BNPパリバ・アセットマネジメント・ヨーロッパ

BNPパリバ・アセットマネジメント・ヨーロッパは、BNPパリバグループの資産運用部門におけるフランスの拠点です。株式ファンドに加え、債券ファンド、ストラクチャードファンド、マネーマーケットファンド等の様々なファンドの運用を行っております。

- ・運用に当たっては、独自の調査に基づくボトムアップ・アプローチの銘柄選択により、ポートフォリオを構築します。
- ・配当利回りだけでなく、利益成長が安定しているかどうかも銘柄選択の基準となります。

■投資プロセス



■銘柄選定プロセス

ファンダメンタル・リサーチが銘柄選定プロセスの中心を占めます。運用者とアナリストが企業訪問を行い、または、経営陣と直接コンタクトをとり、下記のプロセスにより株価の本質的な価値を評価します。

銘柄選択

- ▶ 相対的に配当利回りが高い企業
- ▶ キャッシュフローが安定的で予測可能な企業
- ▶ 利益成長が安定しており、今後の増配が期待できる企業

企業統治の観点

企業統治（コーポレート・ガバナンス）及び株主重視の利益還元方針が明確な企業

- ▶ 組織の安定性
- ▶ 外部及び内部のリスク管理能力
- ▶ 経営陣の給料
- ▶ 株主の利益を遵守

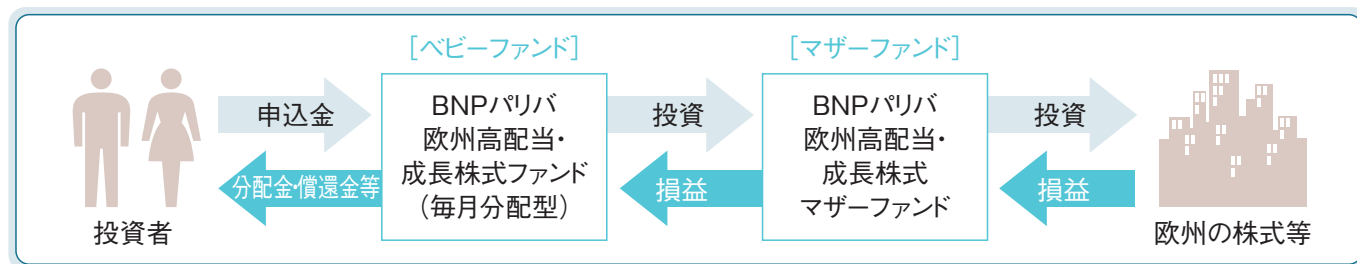
企業の「質」に注目

高い配当利回りを維持し、増配の可能性のある銘柄で構成

ファンドの仕組み

当ファンドは、「ファミリーファンド方式」で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者の皆さまの資金をまとめてベビーファンド(BNPパリバ欧州高配当・成長株式ファンド(毎月分配型))とし、ベビーファンドの資金の全部または一部をマザーファンド(BNPパリバ欧州高配当・成長株式マザーファンド)に投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



主な投資制限

- ・ 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・ 投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

分配方針

毎月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益の分配を行います。



- 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払い及びその金額について示唆、保証するものではありません。
- 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 分配金額は、上記の範囲内で委託会社が決定するものとし、原則として安定的に分配を行うことを目指します。
- 毎年2月、5月、8月、11月の決算時には、基準価額水準、市況動向等を勘案し、上記に加え、売買益(評価益を含みます。)等により分配を行う場合があります。
- 分配対象額が少額の場合、分配を行わないこともあります。
- 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加的記載事項

[収益分配金に関する留意事項]

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

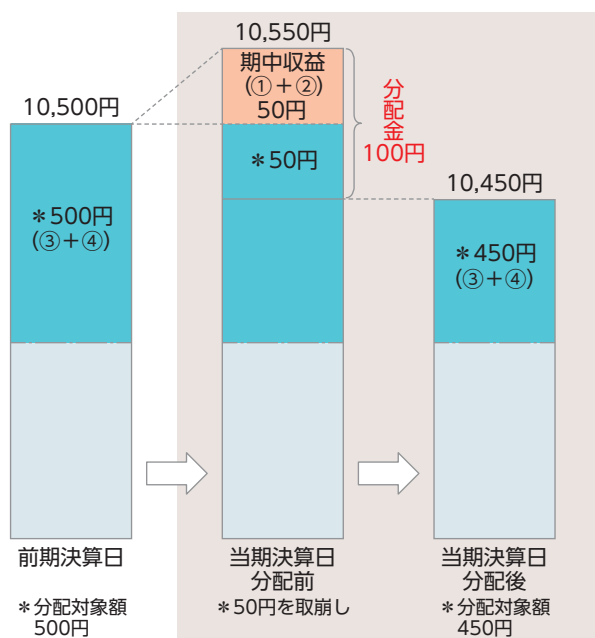
投資信託で分配金が支払われるイメージ



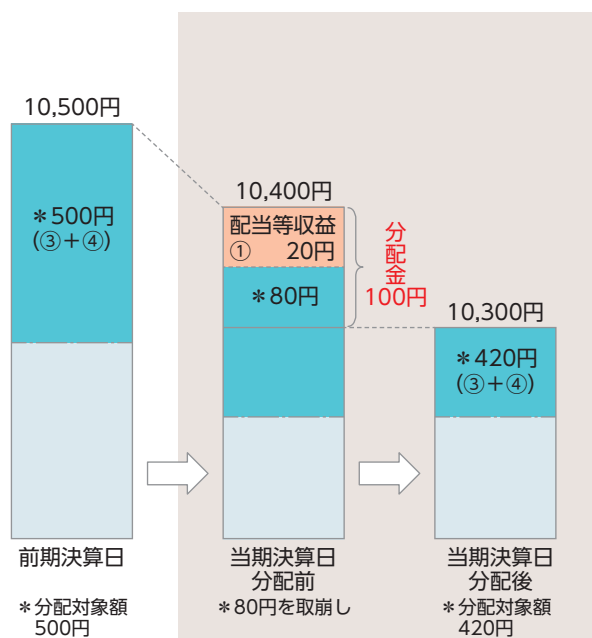
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

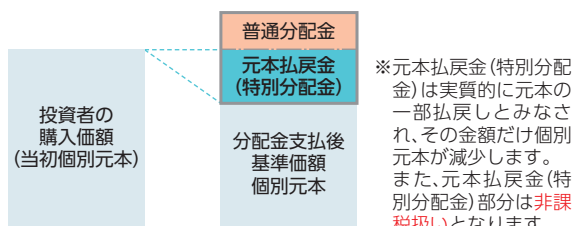


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益及び②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金及び④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

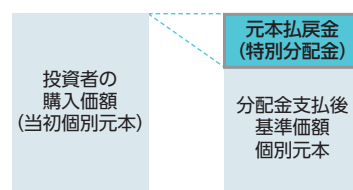
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりや小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、主にマザーファンドへの投資を通じて、外国の株式など値動きのある有価証券に投資しますので、組入れた有価証券の値動きや為替相場の変動などの影響により、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。また、ファンドの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。なお、投資信託は預貯金と異なります。

■主な変動要因

価格変動リスク

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて主に欧州の株式など値動きのある有価証券に投資しますので、欧州の経済や市場動向などにより株価が下落した場合、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

為替変動リスク

当ファンドはマザーファンドへの投資を通じて外貨建資産に投資しますので為替変動リスクを伴います。原則として為替ヘッジを行わないため、為替変動の影響を直接的に受け、円高局面では当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

信用リスク

投資した企業の経営などに重大な危機が生じた場合、株式などの価値は下落し、投資した資金が回収できなくなることがあります。その結果、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

流動性リスク

市場規模や取引量が少ない場合など、機動的に組入銘柄を売却できないことがあります。その結果、売却価格が大きく低下し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

カントリーリスク

当ファンドはマザーファンドへの投資を通じて海外の有価証券に投資しますが、その国の政治・経済及び社会情勢などの変化により、金融・証券市場が混乱した場合に、当ファンドの基準価額に大きな変動をもたらす可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

リスクの管理体制

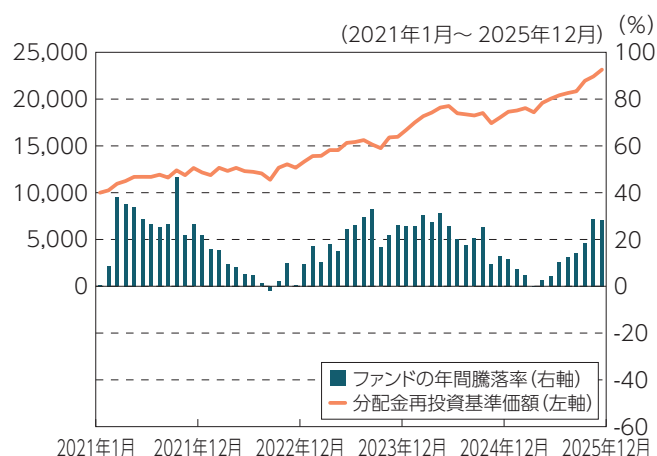
委託会社では、運用部門が、各ファンドのリスクが適切に管理されていることを確保するための第一線としての責任を負っています。運用部門内における第一線のリスク管理に加え、独立したリスク管理部門が、第二線として、各ファンドが晒される様々な投資リスク、すなわち市場リスク(為替エクスポージャーを含む)、信用リスク、カウンターパーティリスクおよび流動性リスク(緊急時の流動性対応計画を含む)ならびにインベストメント・コンプライアンスについて、モニタリングを行う責任を負っています。リスク管理部門は運用部門から完全に独立しており、グループのリスク管理部門の一部を構成しています。

オペレーション部門は、日々の取引、執行および決済等の事務的側面をモニタリングしています。委託会社では、パフォーマンスおよびリスクを含む運用管理の枠組み全体を監督するとともに、グループ内運用者および第三者運用者に対する監督も行う運用及びリスク委員会を設置しています。経営委員会は、流動性リスク管理の適切な実施を確保し、流動性リスク管理体制を監督しています。

※上記管理体制は、2026年4月1日現在のものです。委託会社の組織変更等により今後変更になる場合があります。

参考情報

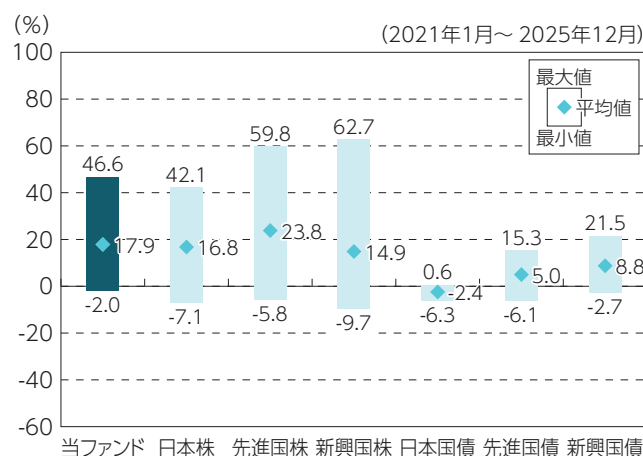
■ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



※上記の5年間の各月末における直近1年間の騰落率及び分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

※「分配金再投資基準価額」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。2021年1月末を10,000として指数化しております。

■当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるよう、上記の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※当ファンドの騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株・・・MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債・・・NOMURA-BPI国債

先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

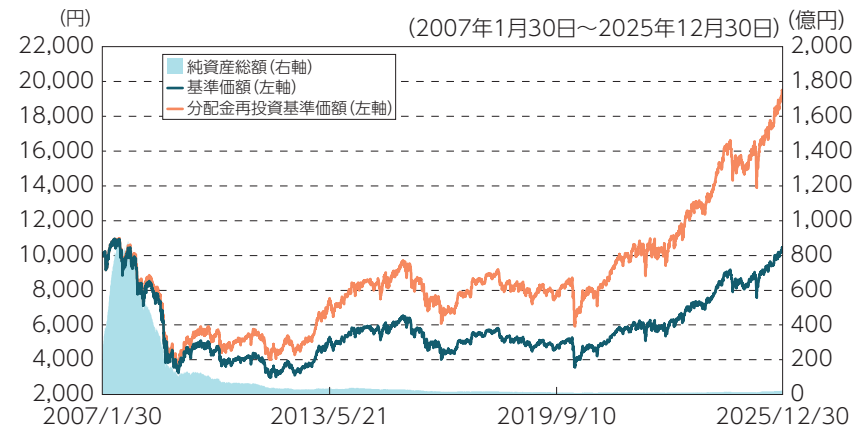
新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

(注1) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースのものを使用しております。

(注2) 各指数等に関する著作権等の知的財産権は、開発元もしくは公表元に帰属します(東証株価指数(TOPIX):株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社、MSCIコクサイ・インデックス及びMSCIエマージング・マーケット・インデックス:MSCI Inc.、NOMURA-BPI国債:野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社、FTSE世界国債インデックス:FTSE Fixed Income LLC、JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド:J.P.Morgan Securities LLC)。なお、各社は当ファンドの運用に関し一切責任を負いません。

運用実績 2025年12月30日現在

■基準価額・純資産の推移



※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を再投資したものととして算出しております。
※基準価額は、信託報酬控除後です。

基準価額	10,472円
純資産総額	23.9億円

※基準価額は1万口当たり

■分配の推移

2025年 7月	10円
2025年 8月	10円
2025年 9月	30円
2025年10月	30円
2025年11月	30円
2025年12月	30円
直近1年間累計	200円
設定来累計	3,290円

※1万口当たり(税引前)

■主要な資産の状況

※純資産比率は、ファンドの純資産総額に対する比率です。

《投資状況(BNPパリバ欧州高配当・成長株式ファンド(毎月分配型))》

資産の種類	国/地域	純資産比率(%)
BNPパリバ欧州高配当・成長株式マザーファンド受益証券	日本	99.04
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.96
合計		100.00

《投資状況(BNPパリバ欧州高配当・成長株式マザーファンド)》

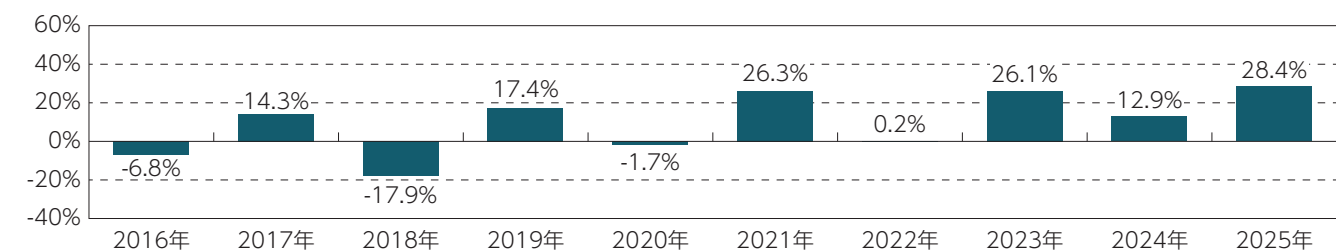
資産の種類	国/地域	純資産比率(%)
株式	ドイツ	18.11
	イギリス	17.30
	アメリカ	15.14
	フランス	14.73
	その他	33.82
	小計	99.09
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.91
合計		100.00

《組入上位10銘柄(BNPパリバ欧州高配当・成長株式マザーファンド)》

順位	種類	国/地域	銘柄名	業種	純資産比率(%)
1	株式	アメリカ	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3.99
2		イギリス	ASTRAZENECA PLC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3.84
3		ドイツ	ALLIANZ SE-REG	保険	3.60
4		オランダ	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	3.21
5		アメリカ	SCHNEIDER ELECTRIC SE	資本財	2.75
6		イタリア	UNICREDIT SPA	銀行	2.56
7		フランス	AIRBUS SE	資本財	2.40
8		イギリス	BARCLAYS PLC	銀行	2.30
9		ドイツ	SIEMENS AG-REG	資本財	2.29
10		イギリス	NATWEST GROUP PLC	銀行	2.24

※当該銘柄は当ファンドの説明のためのものであり、当社が取得申込みの勧誘を行うものではありません。

■年間収益率の推移



※年間収益率を暦年ベースで表示しております。
※収益率は、分配金(税引前)を再投資したものととして算出しております。
※当ファンドにはベンチマークはありません。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
※運用実績は、別途月次等で適時開示しており、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

手続・手数料等

お申込みメモ

購 入 単 位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購 入 代 金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換 金 単 位	1口単位または販売会社が定める単位
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して、5営業日目から支払います。
申 込 締 切 時 間	原則として、午後3時30分までに販売会社が受付けた分を、当日のお申込み分とします。 販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	2026年4月1日から2026年9月10日まで ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換 金 制 限	ありません。
購 入 ・ 換 金 申 込 不 可 日	フランスの銀行休業日またはユーロネクスト・パリの休業日と同一日
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、購入・換金のお申込みの受付けを中止または取消することがあります。
信 託 期 間	無期限(2007年1月30日設定)
繰 上 償 還	受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等には、委託会社は受託会社と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決 算 日	毎月10日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	分配方針に基づき、年12回の決算時に分配を行います。(再投資可能)
信託金の限度額	5,000億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ(https://www.bnpparibas-am.com/ja-jp/)に掲載します。
運 用 報 告 書	毎年6月及び12月の計算期末、償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 ・ 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 当ファンドはNISAの対象ではありません。 ・ 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

手続・手数料等

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用				
購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、 3.85%(税抜3.5%) 以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。		購入時手数料は、購入時の商品説明及び事務手続きに要する費用等の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。	
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.2% を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただきます。			
投資者が信託財産で間接的に負担する費用				
運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬率	純資産総額に対して 年率 1.760%(税抜1.60%)	信託報酬は、ファンドの日々の純資産総額に、年率1.760%(税抜1.60%)を乗じて得た額とします。毎日計算され、毎計算期末及び信託終了のとき、ファンドから支払われます。	
	信託報酬の配分は、下記の通りです。 なお、委託会社の報酬には、投資顧問会社への報酬が含まれます。			
	配分	委託会社	年率0.880%(税抜0.80%)	委託した資金の運用の対価
		販売会社	年率0.792%(税抜0.72%)	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社		年率0.088%(税抜0.08%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価	
その他の費用・手数料	以下の費用を、あらかじめ合理的に見積もったうえで、実際または予想される金額を上限として、日々ファンドからご負担いただきます。 ・ 監査法人等に支払う、ファンドの財務諸表の監査に要する費用 ・ 上記の費用に係る消費税等相当額 以下の費用を、その都度ファンドからご負担いただきます。 ・ 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料 ・ 外貨建資産の保管料 ・ 先物取引・オプション取引等に要する費用 ・ 信託事務の処理に要する諸費用 ・ 受託会社が立替えた立替金の利息 ・ ファンドに関する租税 等 ※「その他の費用・手数料」は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を表示することができません。			

※当ファンドの手数料等の合計額またはその上限については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分 配 時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換 金 (解 約) 時 及 び 償 還 時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2025年12月末現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

参考情報

ファンドの総経費率

対象期間:2025年6月11日～2025年12月10日

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
2.01%	1.76%	0.25%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。)を、対象期間中の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※当ファンドの費用は、マザーファンドが支払った費用を含みます。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。